

第6回労働協約交渉 その2**業務内容の変化に対応した特勤手当の改善を
通勤手当を「最も効率的な方法」に改めることを主張！****国労の主張**

- ◆技能手当の支給対象の見直し及び特殊勤務手当等の金額と支給対象を見直すこと

会社の見解

- ・役付手当は支給額を上げており、役付手当支給者は職務の中に技能手当の職務も含まれている。
- ・責任者業務は本来業務となっており、本来業務は工務作業手当に含まれ特殊勤務手当の支給対象ではない。
- ・夜勤や緊急自動車の運転リスクが高いとは認識していない。

**国労の主張**

- ◆通勤手当を見直して、支給方法については、「最も効率的な方法」に改めること。

会社の見解

- ・乗り換えが不便を強いているとは考えていない。自腹での通勤は関西・東京地区より三重地区ではないか。
- ・通勤手当の支給額が少ないとは考えていない。

- ◆育児短縮休暇及び介護短縮休暇を有給とすること。

会社の見解

育児短縮休暇取得者が少ないとの認識はない。介護短縮休暇取得者はないが、ニーズがないということだと考える。

国労の主張

- ◆女性の復職について十分にサポート体制すること。

会社の見解

復職されない理由については可能な範囲で把握に努めており、復職しやすい環境作りに資するものがあれば改善に努めたい。

国 労 東 海 か べ 新 聞

国鉄労働組合東海本部 編集責任者：寺崎 浩